

令和5年度 第4回
日野市教育委員会定例会議事録要旨

令和5年（2023年）7月13日

日野市教育委員会

令和5年度第4回日野市教育委員会定例会

開催日時 令和5年(2023年)7月13日(木)
14時00分～14時28分

開催場所 506会議室

出席委員 教 育 長 堀川 拓郎 教育長職務代理者 高木 健夫
委 員 真野 広 委 員 正留 久巳
委 員 岩下 優美子

議事録署名委員 委 員 真野 広

事務局出席者 教 育 部 長 村田 幹生 教育部参事 長崎 将幸
教育部参事 田中 洋平 (兼教育指導課長)
(兼生涯学習課長) 庶 務 課 長 釜堀 亜矢子
教育指導課主幹 坪田 充博 中央公民館長 綿貫 真二
統括指導主事 馬場 章夫

傍聴者 1名

書記 庶務課課長補佐 脇坂 立志
庶務課主事 大矢 千尋

議事内容 別紙のとおり

この議事録は事実と相違ないことを認め、ここに署名します。

議事録署名

教 育 長

堀川 拓郎

議事録署名

委 員

真野 広

議事内容

議案

第10号 日野市における部活動に関する方針の策定について

第11号 第29期日野市公民館運営審議会委員の委嘱の専決処分について

請願審査

第5-4号 都教委の『調査研究資料』の社会・道德等の内容項目の偏向性を是正するよう意見書を出して頂きたい等の請願

報告事項

第8号 令和5年第2回日野市議会定例会の報告

第9号 要綱の制定及び改廃の報告（令和5年4月～令和5年6月）

第10号 行政情報の公開請求

(議事の要旨)

開始 1 4 時 0 0 分

[堀川教育長]

ただいまから、令和 5 年度第 4 回教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、傍聴を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認め、傍聴を許可します。

本日の議事録署名は、真野委員にお願いいたします。

本日の案件は、議案 2 件、請願審査 1 件、報告事項 3 件です。

会議の進め方ですが、請願第 5 - 4 号を議事の最後に審査したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認め、請願第 5 - 4 号を議事の最後に審議をいたします。

なお、事務局説明員が随時入退室をいたしますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認め、事務局説明者が随時入退室をいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第 1 0 号 日野市における部活動に関する方針の策定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。統括指導主事。

○議案第 1 0 号 日野市における部活動に関する方針の策定について

[馬場統括指導主事]

統括指導主事でございます。

議案書 1 ページをお開きください。議案第 1 0 号 日野市における部活動に関する方針の策定について御説明申し上げます。

提案理由でございます。スポーツ庁と文化庁は令和 4 年 1 2 月に学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインを策定いたしました。また、東京都は令和 5 年 3 月に学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドラインを策定しております。これら国、都のガイドラインに基づき、日野市における部活動に関する方針を策定するものでございます。

議案書 2 ページをお開きください。趣旨については記載のとおりでございます。

適切な運営については、毎年度、各学校が部活動の在り方に関わる方針を策定し、生徒・保護者と共有していくことなどを定めております。

適切な指導については、生徒が自ら考え、自ら生み出す活動へ転換し、保護者と共有していくことなどを定めております。

活動機会の創出については、地域における持続可能な文化・スポーツ活動の環境整備を進めることなどを定めております。こちらにつきましては、現在、スポーツ版についてはひのスポ、文化版はひのカルとして日野市で事業を進めているところでございます。

休養日につきましては、学期中、週当たり2日以上休養日を定めることで、定期的に体を安め、心身の余裕を持って活動に取り組めるよう設定しているものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いいたします。岩下委員。

[岩下委員]

休養日のところで、長期の休養期間（オフシーズン）とありますが、これは学校、部活動ごとに設定すると考えてよろしいでしょうか。

[堀川教育長]

統括指導主事。

[馬場統括指導主事]

休養期間（オフシーズン）につきましては、現在も各学校に設定を依頼しております。学校は、夏季休業期間等の閉庁日や定期考査前の1週間、また、定期考査期間を部活動停止期間として位置づけているケースが多く、技術や体力の維持なども見定めながら休養期間を設定しております。

以上でございます。

[岩下委員]

ありがとうございました。

[堀川教育長]

ほかに御質問はございませんか。高木委員。

[高木委員]

今示されました方針について、今後の具体的な展開の考え方について、開始時期も含めて説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

[堀川教育長]

統括指導主事。

[馬場統括指導主事]

学校の周知、展開につきましては、まず、校長会で趣旨説明をした後、保護者、生徒に本方針を配布することで周知としたいと考えております。また、ホームページへの掲載も行います。

本方針の施行時期ですが、夏季休養日明けの2学期からの開始を予定しております。

以上でございます。

[堀川教育長]

ほかに御質問はございませんか。よろしいでしょうか。

なければ、御意見を伺います。正留委員。

[正留委員]

社会状況の変化、学校を取り巻く状況の変化の中で、部活動の在り方を、未来に向け、子供を大切にしたい地域と一体となった本方針を踏まえた活動となってほしいと願っています。特に人格形成にも関わる指導については、指導者の在り方については丁寧に進めていくべきだと考えておりますので、よろしくお願いします。

それから、もう一つは、活動機会の創出、これについては、地域とまぎしく一体となったことを模索、あるいは構築していくわけですので、ぜひ他にモデルとなるようなものをつくり上げてほしいと思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。高木委員。

[高木委員]

私からも、日野市における部活動に関する方針について、賛成する立場で意見を述べさせていただきます。

活動機会の創出の2番目に、教育委員会と校長がということで、環境整備を進めるという文言があるわけですが、校長先生への期待が高いと感じております。ぜひ関係者で認識の共有化を図りながら丁寧に進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。真野委員。

[真野委員]

私も、日野市における部活動に関する方針の策定に当たりまして、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

日野市の部活動に関する取組は、ほかの地域に比べても先進的な取組だと認識しております。その上で、生徒の意思や成長を最優先に考えたものとなるよう、これからも保護者にも理解を深めていただけるよう努めていただければと思います。

私からは以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。よろしいでしょうか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結をいたします。

お諮りします。日野市における部活動に関する方針の策定についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 第29期日野市公民館運営審議会委員の委嘱の専決処分について、事務局より提案理由の説明をお願いします。中央公民館長。

○議案第11号 第29期日野市公民館運営審議会委員の委嘱の専決処分について

[綿貫中央公民館長]

中央公民館長でございます。

それでは、議案書３ページをお開きください。議案第１１号 第２９期日野市公民館運営審議会委員の委嘱の専決処分について御説明いたします。

提案理由、日野市公民館設置条例第６条の規定に基づく任命について、教育委員会に諮る時間的余裕がございませんでした。そのため教育長専決により任命を行いましたので、報告し承認を求めるものです。

恐れ入ります。次ページをお開きください。専決処分の内容でございます。日野市公民館運営審議会委員であった松永式子日野第六小学校長を担当任期終了により解任とし、新たに小川真由美日野第一小学校長に委嘱するものです。

なお、任期については、前任者の残任期間となっていることから、令和５年４月１日から令和６年６月３０日までとするものです。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

なければ、御意見を伺います。よろしいでしょうか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。第２９期日野市公民館運営審議会委員の委嘱の専決処分についてを原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第１１号は原案のとおり承認をされました。

報告事項第８号 令和５年第２回日野市議会定例会の報告について、事務局より報告をお願いします。庶務課長。

○報告事項第８号 令和５年第２回日野市議会定例会の報告

[釜堀庶務課長]

議案書９ページを御覧ください。報告事項第８号 令和５年第２回日野市議会定例会の報告をさせていただきます。

次ページを御覧ください。一番上、１、会期は５月３１日水曜日から６月１６日金曜日の１７日間で行いました。

その下、２、一般質問でございます。質問者２２名、うち教育委員会関係は８名、質問件数は４４件、うち教育委員会関係は１０件で行いました。要旨等については１１ページ以降の別表１のとおりでございます。

その下、３、議案でございます。市長提出議案１６件、うち教育委員会に関するものは１件、また、議員提出議案は１件、教育委員会に関するものはございませんでした。

教育委員会に関する議案は、令和５年度日野市一般会計補正予算（第３号）でございます。可決されております。補正総額は歳入歳出とも１１億５,５５７万１,０００円、うち教育費は９,２３６万８,０００円でございます。予算総額は歳入歳出とも７１９億６,７７５万９,０００円、うち教育費は８１億７,２２３万円でございます。内訳については２１ページ、別表２のとおりでございます。

その下、４、請願についてです。請願６件のうち、教育委員会に関するものはございませんでした。

報告は以上でございます。

〔堀川教育長〕

事務局からの報告が終了しました。御質問、御意見がございましたらお願いいたします。
真野委員。

〔真野委員〕

御説明いただきました中で、別表２、ページでいいますと２１ページですけれども、補正予算の中の内容のところで、仲田小学校グラウンドほか整備工事実施設計業務委託料というのがありますが、こちらの内容について、概要で結構ですが、少し御説明をお願いしたいと思います。

〔堀川教育長〕

庶務課長。

〔釜堀庶務課長〕

本補正予算について概要を御説明いたします。

仲田小学校につきましては、東町土地区画整理事業区域内にあり、区画整理の事業計画上、街区整備をする上で、学校の敷地形状を変更する必要がある計画となっております。

このたび区画整理区域に隣接する多摩川において、国による堤防かさ上げ工事が区画整理事業と一体で行われることとなりましたが、工事工程調整の結果、仲田小学校のグラウンド整備工事については令和６年度に着手することとなりました。協議のタイミング的に令和５年度当初予算への計上が間に合わず、６月補正での予算計上となったものでございます。

整備の内容でございますが、敷地の形状変更に伴うプールの撤去、敷地境界にあるフェンス等の築造、遊具や体育倉庫等の移設、校門及び敷地内通路の整備、これらの整備に伴う樹木の伐採等を行います。

プールにつきましては、撤去後、校内には新設せず、令和３年に定めた今後の水泳指導のあり方に関する方針に基づき、東部会館の屋内プールを利用する予定でございます。

整備工事につきましては、区画整理事業の進捗に応じて段階的に実施するため、令和６年度から令和１０年度を想定しておりますが、工事費の総額は５年間で１．８億円を想定しております。

以上でございます。

〔真野委員〕

ありがとうございます。

〔堀川教育長〕

ほかにございませんか。よろしいでしょうか。

なければ報告事項第8号を終了いたします。

報告事項第9号 要綱の制定及び改廃の報告(令和5年4月～令和5年6月)について、事務局より報告をお願いします。庶務課長。

○報告事項第9号 要綱の制定及び改廃の報告（令和5年4月～令和5年6月）

[釜堀庶務課長]

議案書23ページを御覧ください。報告事項第9号 要綱の制定及び改廃の報告（令和5年4月～令和5年6月）分でございます。

次ページをお開き願います。要項の名称、適用日、制定・改廃の内容は記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

[堀川教育長]

事務局からの報告が終了しました。御質問、御意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。なければ報告事項第9号を終了いたします。

報告事項第10号 行政情報の公開請求について、事務局より報告をお願いします。庶務課長。

○報告事項第10号 行政情報の公開請求

[釜堀庶務課長]

議案書29ページを御覧ください。報告事項第10号 行政情報の公開請求について報告をさせていただきます。

次ページをお開き願います。請求日、決定日、請求件名、決定内容は記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

[堀川教育長]

事務局からの報告が終了しました。御質問、御意見がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。なければ報告事項第10号を終了いたします。

請願第5－4号 都教委の『調査研究資料』の社会・道德等の内容項目の偏向性を是正するよう意見書を出して頂きたい等の請願について、事務局より説明をお願いします。庶務課長。

○請願第5－4号 都教委の『調査研究資料』の社会・道德等の内容項目の偏向性を是正するよう意見書を出して頂きたい等の請願

[釜堀庶務課長]

議案書5ページを御覧ください。請願番号、請願第5－4号、受付年月日、令和5年6

月9日、件名、都教委の『調査研究資料』の社会・道徳等の内容項目の偏向性を是正するよう意見書を出して頂きたい等の請願でございます。

請願者の住所、氏名は記載のとおりでございます。

次ページ、6ページから7ページまでが請願の要旨でございます。

説明は以上でございます。

[堀川教育長]

請願者より申出がありましたので、請願の事情を述べていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

事務局は請願者を席に案内してください。

それでは、請願者は5分程度で請願の事情を述べてください。

[請願者]

東京都教育委員会が出している『教科書調査研究資料（小学校）』、長崎さんも御覧になったかもしれません。非常に政治色が濃い調査項目です。何のためにこんなのを税金を使ってやるのかという思いが、そこに書いた、研究者・都民だけじゃなくて、保護者、現・元教職員からも出ております。学生からも出ています。非常に偏ったものなんです。

どう偏っているか。1番のところの、右側の請願事項の真ん中辺に書いている「国旗・国歌」とか、それから「神話」とか、多くの保護者が求めているものをわざわざ調べる、調べるといっても、ただ単に教科書の記述を書き写すだけなので、本当に無駄なことを税金を使ってやるなと思っております。

独特の、横山洋吉という教育長、以前、非常に偏った自民党べったりの方がいました。この方の時代の遺物かなと思っております。

以下、具体的に2番の請願事項でまいります。この調査研究資料、6月5日、私ども、研修センターで開いた都の選定審議会というのを傍聴取材してまいりまして、そこでもほとんど反対意見は出ないわけです。よいしょする意見しか出ないと。

具体的に、まず2番のところでございます、1ページの。「自由・権利」という言葉、これについて調べるんですけれども、普通、自由・権利というと、今、非常にワーキングプアの人が多いですね。そういう意味で、生存権とか、参政権とか、あるいは子どもの権利とか、そういうものを思い浮かべるのが普通の人なんですけれども、東京都教育委員会は、権という言葉がつけば何でもかんでも載せちゃえというので、「集団的自衛権」、「交戦権」、こんなのもで入れているんですよ。これは権利じゃなくて権力行使なんです。まさに庶民にとっては、こんなものをやられたら戦争に巻き込まれてしまうので、本当に迷惑なものなんですけれども、これを載せている、なぜか。

やっぱり育鵬社、今回は小学校ですから関係ないかもしれませんが、育鵬社がたくさん載せているわけですよ、こういう自衛隊の権限については。あるいは、育鵬社の場合は、逆に、権利と書いても、権利を制限する方向で載せているんですよ。権利を制限する、公共、本当は国と言いたいんでしょう、国の前では権利は制限されると言いたげな記述が結構ありまして、そういう意味で育鵬社の教科書の自由・権利を書いているもの、多く、箇

所数で都教委はやりますから、多いかのように装う、そんなふうには東京はやっている、非学問的なものでございます。

ただ、私どもは都教委にこうやって請願を出したんです。請願を出したから7月5日付で返事が来ましたが、「小学校では、今度、自由・権利については抽出しませんでした。調査しませんでした」と言っているんだよね。私どもが粘り強く都教委にこの「自由・権利」のでたらめな調査をやめろと言った成果が出たかなと思っておりますが、中学校のほうはまだ載っておるようでございます。

次に、2ページの3番のところに行きますと、「国旗・国歌」というのを調査項目に入れていて、その目的は、「国旗・国歌に対する正しい認識を持たせ、それらを尊重する態度を育てる」と。しかし、天皇の時代が続いてくださいという君が代については、別に尊重する必要性はないわけで、むしろ憲法に違反していると思っております、廃止すべきだと思っているんです。

以前から申し上げているように、国旗についてはある程度の価値といってはあれですけども、意義はある面もありますけれども、それも都教委のようにぺこぺこと卒業式で敬礼するような、あんなのはとんでもない姿でございしますが、とにかく「国旗・国歌」なんて、そんなに多くの保護者が望んでないんです。

それから、4番に書いた「神話」、これがひどいんです。多くの保護者、学生は、神話について教科書を調べてくださいと言う人はいませんよ。ほとんどの人が、やっぱり子どもの権利とか、いろいろ学びの、学力向上に関するところを注目しているわけで、こんな生きていないものを、つまり「天照大神」、あるいは「神武天皇」、これは神話の物体なんです。もし神武天皇が本当に人間だとしたら、150歳まで1代から10代と言われている天皇たちは生きなきゃいけない、そんなことはあり得ないわけです、現代の科学でさえも。

ということで、神話の世界の11個の物体、これは前の委員の方が「桃太郎まで批判するんですか」と言ったけれども、とんでもない、私たちは伝統文学、そういったものは尊重すべきだと思っています。こういう神話についてはおかしいと言っているわけでございます。そこを誤解しないようにしていただきたいと思います。

ということで、あと、5番で書いた、都教委の、公開しているといっても、小さい声で本当にしゃべる、ここに書いた南多摩中等教育学校の浜田倫一郎という教員は、非常にささやくような声でしゃべっておりまして、私どもの傍聴取材の妨害だと思っているんです。ぜひこういうような審議会で小声でしゃべらずに、マイクを使って大きい声でしゃべるように、やましいところがなければ大きい声でしゃべるはずですから、そんなことを思っております。

それで、今日も今ほど、ファイルにある市議会のものを見ましたら、16ページに伊藤あゆみさんという方が、指導要領に自衛隊についての記述があるかとか質問して……

[堀川教育長]

請願者に申し上げます。5分が経過しましたので、説明をまとめてください。

[請願者]

すみません。非常に学習指導要領の解説は特に偏っておりますので、ぜひそういう点、

伊藤あゆみさんの、20ページもそうですが、あんまりそっちに寄らないで、長崎さん、お願いしたいと思います。

そうということで、しっかりと理由は述べましたので、「理由がない」というのはないですよ。しっかりと質問もしてください。

よろしくお願いします。

[堀川教育長]

この件につきまして、御質問がございましたらお願いをいたします。よろしいでしょうか。

なければ、御意見を伺います。高木委員。

[高木委員]

どうも説明をありがとうございます。

私自身、本請願は不採択と考えております。その理由についてですけれども、本請願は、請願事項として2の1項から2の5項にわたり、請願者グループで共有する考え方が述べられています。請願事項をよく読ませていただきました。また、ただいまありました請願者自身の説明を伺っても、請願事項に関する具体的な背景や理由が理解できないこと。

以上のような観点で、本請願は不採択と考えます。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。真野委員。

[真野委員]

私も、この請願、しっかり読ませていただき、先ほど御説明もありがとうございます。

その中で、私自身、読ませていただいて、日野市の教育委員会が都教委へ意見書を出すよう請願されているわけですが、なぜ出さないといけないのか、その理由が私は読み取れませんでした。

したがって、この請願につきましては、私は不採択と判断いたします。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。正留委員。

[正留委員]

御説明ありがとうございます。

本請願と資料も読ませていただきました。しかし、読んでも、請願者の考え方に基づく一方的な主張と論の展開であり理解ができませんでした。また、請願5については関連性がないと考えます。

本請願からは、請願を採択すべき理由となるものを捉えることができませんでした。したがって、不採択と考えます。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。岩下委員。

[岩下委員]

請願及び提出資料を読ませていただきました。先ほどは御説明をいただきありがとうございます。

ございました。

本請願は、都教委に提出した請願をアレンジしたと請願要旨に記載されており、また、都教委の考えを想像した上での日野市への請願だと受け止めましたが、日野市教育委員会として採択すべき理由が見当たりませんでした。したがって不採択と考えます。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。

なければ、御質問・御意見はこれにて終結いたします。

委員の皆様の御意見としては、不採択という御意見が多いようですので、都教委の『調査研究資料』の社会・道徳等の内容項目の偏向性を是正するよう意見書を出して頂きたい等の請願、これを不採択とすることにしたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしとのことですので、請願第5－4号については、不採択とすることに決しました。

以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて令和5年度第4回教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 14時28分